

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

恵那市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 北部地域（笠置、中野方、飯地）

（1）現況

本地域は、笠置山麓の急傾斜地であり、棚田等において稲作経営が行われている。また、丘陵、山麓の緩傾斜地を利用し、夏秋トマト、夏秋なす等の施設野菜の産地化を促進するほか、黒大豆、スイートコーン、自然薯、栗、ゆず、お茶等の地域特産物の生産振興を図っている。水田については、水稻を中心とする集落営農の促進に努めるとともに、地域ブランド米の確立を目指し、良質米の生産に努に努めている。

本地域は特定農山村地域に指定され、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組が必要である。

（2）目標

（1）の現状、地域の特徴を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号から同項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 中部地域（大井、長島、東野、三郷、武並）

（1）現況

大井、長島、東野地域は、都市的土地利用の需要との調和を図りつつ集团的優良農地の確保、保全に努め、担い手への面的集積を進め、経営規模の拡大に努める必要がある。三郷、武並地域は、認定農業者や集落営農組織への農作業委託により、耕作放棄地の発生防止及び優良農地の保全に努めるとともに、道の駅、農産物直売所等に出荷できる直販野菜の生産拡大を図る。

本地域は特定農山村地域に指定され、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組が必要である。

（2）目標

（1）の現状、地域の特徴を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号から同項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 南部地域（岩村、山岡、明智、串原、上矢作）

（1）現況

岩村、山岡、明智地域は、比較的傾斜が緩やかな地域で、串原、上矢作地域は、山間の傾斜地が多い。

傾斜の緩やかな地域では、優良農地の保全、耕作放棄地の解消に努め、後継者不在の農業者との利用権設定、農作業受委託を中心として集落営農組織への農地集積を推進する。

山間の傾斜地では、転作作物の大豆の生産振興を図るほか、夏秋トマト、夏秋なす、さつまいも、こんにゃくなどの地域特産物の生産振興を図ると共に、道の駅や農産物直売所等の活用により特産物の販路拡大を促進する。

本地域は特定農山村地域に一部指定され、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組が必要である。

（2）目標

（1）の現状、地域の特徴を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号から同項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	北部区域	第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号及び同項第3号に掲げる事業
②	中部区域	第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号及び同項第3号に掲げる事業
③	南部区域	第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

別紙のとおり

恵那市促進計画区域図

北部地域（笠置・中野方・飯地）

中部地域（大井・長島・東野・三郷・武並）

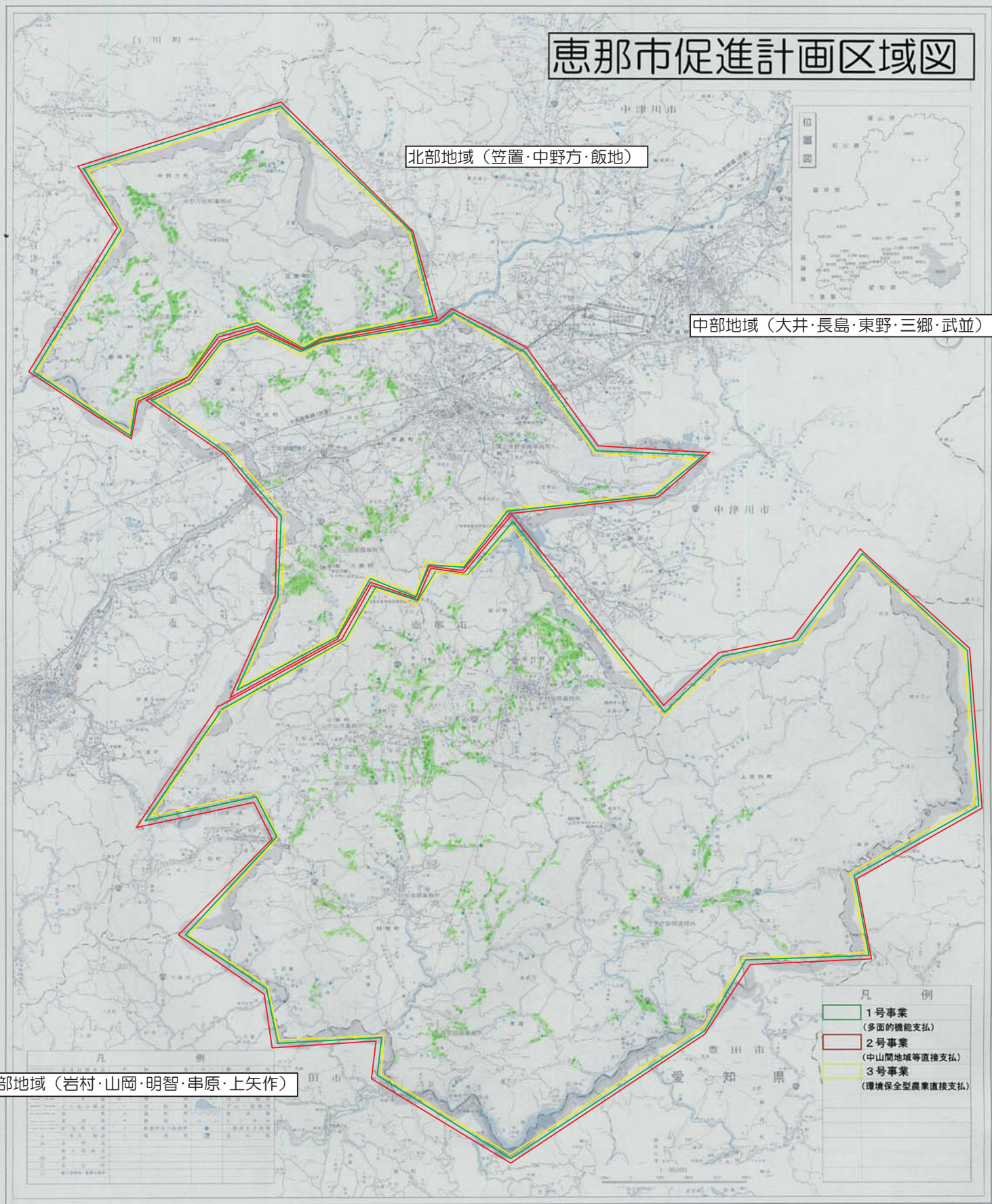
南部地域（岩村・山岡・明智・串原・上矢作）



- 凡 例
- 1号事業
(多面的機能支払)
 - 2号事業
(中山間地域等直接支払)
 - 3号事業
(環境保全型農業直接支払)

凡 例

1号事業	多面的機能支払
2号事業	中山間地域等直接支払
3号事業	環境保全型農業直接支払



1:50,000